

8月22日に行つた第1回評議員会の方針の決定文書です。傍線部分が(案)から加筆・修正した記述です。

もくじ

はじめに 第1回評議員会の位置づけと任務1
第1章 新型コロナウイルス感染症の流行ととりくみのふり返り1
(1) 新型コロナウイルス感染症に対する全国のとりくみへ求められる「長丁場」の構え	
(2) 新型コロナウイルス感染症へのとりくみと運動	
(3) 新型コロナウイルス感染症がおよぼした医療・介護経営への影響の深刻さとたたかいの到達	
第2章 いのち、憲法、綱領の視点でコロナ禍をみる3
(1) 広がる国民の苦難	
(2) 医療・介護の困難はどこから来たのか	
(3) 新型コロナウイルス感染症の「次なる波」に備えるための喫緊の要求	
第3章 第2回評議員会へ向けて～第44回総会運動方針の学習と実践をすすめよう～5
(1) 全国の経験と英知を集め、職員のいのちと健康を守り抜こう	
(2) 各地の新型コロナウイルス感染症へのとりくみと結びつけて、総会運動方針を学ぼう	
(3) 「いのちの相談所」の大運動で、人権を守り抜く活動を	
(4) コロナ禍のもとで、まちづくり、共同組織の活動の推進	
(5) 医師分野の前進を	
(6) 医療・介護事業・経営を守り抜くとりくみと運動を強めよう	
(7) 改憲阻止、核兵器廃絶、辺野古新基地建設ストップのとりくみ	
(8) 「長丁場」を乗り越えていくための全国的な運営について	
(9) 旧優生保護法へのとりくみ	
(10) 2020年7月豪雨災害からの復興をめざして	
(11) 東京高裁「特別養護老人ホームあずみの里判決」「乳腺外科医師えん罪判決」について	
おわりに8

全国の職員、共同組織の仲間のみなさん。熊本で開催した第44回総会の直後から、新型コロナウイルス感染症のパンデミックのもと、私たちは経験したことのない困難の中で、全国で奮闘してきました。

全日本民医連理事会は、不安と

緊張が続く中で、がんばってきた職員とさきえていた家族のみなさん、手づくりマスク、防護具づくり、激励メッセージなど医療と介護、職員をさきえていたあなたに感謝の気持ちでいっぱいです。

はじめに

第1回評議員会の位置づけと任務

この間、毎週のようにマスクが医療・介護現場の奮闘と苦難を取り上げるため、民医連の事業所を取材し報道しています。困難に直面した時に、その組織の存在意義は問われます。経験したことのない感染拡大と事業の危機、経営の危機にあっても、すべての国民の医療と介護を受ける権利のために、団結して奮闘していることが注目されています。

第1回評議員会は、3つの重要な位置づけで開催しました。第一

2020年8月22日 全日本民医連第44期第1回評議員会

に新型コロナウイルス感染症への実践をあり返ることを中心、第44回総会運動方針を深める場としての評議員会、第二に「次なる波」へ備え、この間明らかになつた位置づけで開催しました。第一

た日本の医療、介護、社会保障の弱さを克服するための大運動の中での評議員会、第三に打撃を受けた事業と経営を、力をわせ守り抜きながら迎える評議員会を決定し、承認しました。

すべての県連、法人、事業所で方針を具体化し、実践していくまでに重点課題を明確にする、(2)第44期選挙管理委員の選出、(3)決算会の到達点、第2回評議員会までの重点課題を明確に

第44期第1回評議員会の方針

です。

第1回評議員会の任務は、(1)第44回総会運動方針にもとづく6ヶ月間のとりくみと新型コロナウイルス感染症への対応についての到達点、第2回評議員会までの重点課題を明確にする、(2)第44期選挙管

第1章 新型コロナウイルス感染症の流行ととりくみのふり返り

私たちには、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに直面し職員のいのちと安全を守り、すべての患者の受療権、事業所と地域住民を守るために全力で努力を重ねてきました。困難な中だからこそ、全国の経験と教訓を学びあい、団結と連帯を強めてきました。

感染の急速な広がりとともに、急激な収益の減少を見舞われ、事業と経営の危機が深刻化しました。私たちは地域、社会に打って出て、メディアへ働きかけ、国、自治体へ要請し、医師会をはじめ医療団体との懇談、連携をくり返し行い、医療・介護事業所を守りました。

その後、感染者数は減少に転じましたが、緊急事態宣言が5月25日にすべて解除されて以後、経済活動の再開とともに伴う人の移動が始まり、東京と首都圏で感染の大増加のうち各地で感染が広がり、感染経路不明の割合も増加、東京では病床もひっ迫してきており「次なる波」を迎えていました。

沖縄では、7月7～11日の間に、普天間飛行場とキャンプハンセン

で米軍62人の集団感染が発生しました。

この6カ月間の全国と事業所の

実践をふり返り、確信を持ち次へ

きました。

この6カ月間の全国と事業所の

の感染は3356人、米軍基地従業員は14人の感染と報道していますが、米兵は曰米地位協定により日本検疫が免除されており、感染が拡大しています。また、政府は本の検疫が免除されており、感染が収束してから実施するとしていたGOTOキャンペーンについて何ら対策を取らないまま前倒しで強行。感染流行地からのウイルス持ち込みにより、観光立県である沖縄県は、甚大な被害を受けています。

世界的な感染は、8月21日現在、累計で196の国と地域で、2200万人を超えた。1日当たり26万人以上のペースで感染者は増え続けています。経済活動の再開が各地ですすむ中、感染の拡大に歯止めがかからない状態となっています。

国別でもっとも多いアメリカでは570万人を超え、全体の4分の1を占めています。ブラジル、イギリス、イタリア、スペイン、メキシコなどで多数の感染者が報告され、南米、南アジア、中近東、アフリカなどの新興国で感染拡大が続いています。新型コロナウイルス感染症への対応は、数年単位の「長丁場」の対応になることは避けられません。

第44回総会終了まで
1月16日に国内の第一例が発表され、総会終了時の2月22日には全国で1,255人と感染者が拡大し

ていきました。総会運営では感染対策と健康管理を実施、参加者が感染の発生はありませんでした。現地の熊本民医連は体温計、消毒用アルコールを準備し、ささえた。

総会では、国に対する3点の緊急要望①すべての人の受療権を守ること、②医療・介護現場へマスク、PPE（個人防護具）、消毒用アルコールなど感染対策の備品をただちに十分提供すること、③感染のフェーズに沿った医療提供体制を国が責任を持ち確立することを決めました。定期総会そのものが今日の新型コロナウイルス感染症への対応と運動の始まりとなりました。

・第44回総会終了から

現在まで

総会直後に全日本民医連として対策本部を確立し、東京での理事会開催が困難となる中、全日本民医連のWEB会議システム導入、四役会議での会務の執行、5月から医事会、一部の部を除き専門部は6月から実施してきました。3月24日の四役会議で全国方針を決定し、4月7日にはそれにもとづき全職員・共同組織へ向けて増田剛会長のビデオメッセージ「全職員・共同組織の皆さんへ、目前の危機を乗り越えるために」、5月16日の第2回理事会で全日本民医連理事会アピール「第44回総会方針を力に、感染まん延期にふさわしい取り組みで、無差別・平等の医療・介護を守り抜こう」を発出し、感染の拡大状況の分析と対策の構え、全国的な強化課題を決定してきました。

新型コロナウイルス感染症の発生によって、専門家や医療機関の協力を得て、感染症への対応を実施しました。経営課題での全国調査の実施と国へ向けた集中した運動によりくみました。さらに防護具の不足など各県連から寄せられる要望を整理し、全日本民医連として政府に対し、11回の要望書提出を行ってきました。

新規感染者の恐怖、先の見えない不安、医療・介護関係者に対する差別、防護具不足などの中で、ある事業所の調査では7割の職員にメンタル不全を認め、職員を守るとりくみを特別に重視してきました。各県連、法人、事業所の責任者から職員や家族へ向け職員を守るメッセージを出すなどの各地の経験を集約・教訓化し、「新型コロナウイルス感染症に関する職員のヘルスケア指針」「職員のみなさんのセルフケアのためのヒント」（職員健康管理委員会）を発表し、活用してきました。

新型コロナウイルス感染症へのとりくみと運動
①全日本民医連の組織的なとりくみについて
・国内第1例の発生から
第44回総会終了まで
1月16日に国内の第一例が発表され、総会終了時の2月22日には全国で1,255人と感染者が拡大し

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、これまでの大規模災害と異なり、すべての県が当事者であり、移動に伴う感染の可能性を

はらむ中で、全日本民医連として従来の人的、物資、財政などを集めました。31県連で県や市町村に對して要請を行い、34の自治体が資格証明書世帯への短期保険証を郵送し、3県で国保の傷病手当金の対象を拡大させるなど前進しました。

6月理事会で、「次なる波」へ全国的な備えをすすめるために、対策本部の構成をすべての地協に広げました。

②医療・介護事業所における活動の特徴
危機が続く中、多くの県連、法人、事業所に対策本部を設置し、情報を集めながら、全職員への方針の周知と双方向でのコミュニケーション、地域での診療の連携や自治体との協力・共同にもとりくんできました。

③共同組織とともに
・仲間と地域を守る創意、
全国の連帯したとりくみ
職員の安全、生命を守ることを大前提に、地域の要求や自治体・地域の医療機関と連携し、発熱外来や帰国者・接触者外の設置、PCR検査の実施、陽性患者、疑似症の診療を行い受療権を守ってきました。

感染がまん延する中、職員や入院患者に感染が発生した事業所も生まれましたが、日常の感染対策のとりくみを土台に、行政との連携を行いました。

介護事業所や診療所では、職員・家族の生活をささえるために奮闘してきました。利用者の感染矛盾と緊張の中、可能な限りの感染対策を講じながら、患者・利用者・家族の生活をささえるために奮闘してきました。利用者の感染・濃厚接触が生じた事業所もありましたが、保健所や病院のスタッフと連携し適切に対応がはかられました。

また、感染状況に合わせてできる共同組織の活動をていねいに事業所から発信し、活性化している経験も生まれています。「次なる波」でも人と人の直接的なつながりが断ち切られる事態は起こります。この間のとりくみを整理して各地の共同組織から手づくりマスク、防護服など多くの支援が私

も対象を拡大させる要請にとりくみました。31県連で県や市町村に對して要請を行い、34の自治体が資格証明書世帯への短期保険証を郵送し、3県で国保の傷病手当金の対象を拡大させるなど前進しました。

6月理事会で、「次なる波」へ全国的な備えをすすめるために、対策本部の構成をすべての地協に広げました。

②医療・介護事業所における活動の特徴
危機が続く中、多くの県連、法人、事業所に対策本部を設置し、情報を集めながら、全職員への方針の周知と双方向でのコミュニケーション、地域での診療の連携や自治体との協力・共同にもとりくんできました。

③共同組織とともに
・仲間と地域を守る創意、
全国の連帯したとりくみ
職員の安全、生命を守ることを大前提に、地域の要求や自治体・地域の医療機関と連携し、発熱外来や帰国者・接触者外の設置、PCR検査の実施、陽性患者、疑似症の診療を行い受療権を守ってきました。

感染を広げないために、自宅で過ごす期間が続き、共同組織の班会や交流、健康づくりの企画などを集まつてのとりくみができるない事は、どう過ごしているのか」と心配し孤立を防ぎたいとの声が起こり、さまざま工夫をした活動が行われました。自宅でできる体操などをYouTubeで発信、担当職員による地域訪問などにも感染に注意して各地でとりくみました。

また、感染状況に合わせてできる共同組織の活動をていねいに事業所から発信し、活性化している経験も生まれています。「次なる波」でも人と人の直接的なつながりが断ち切られる事態は起こります。この間のとりくみを整理して各地の共同組織から手づくりマスク、防護服など多くの支援が私

会での調査（286病院回答）でも患者急減により収入が前年比6%などなっています。民医連の歯科事業所も大幅な事業者減（5月実績で前年同月比80.1%、前月比82.5%）による減少益（前年比87.1%、前月比86.9%）となり、約7割の96事業所で赤字となりました。事業側が診療を控えたことと合わせて、訪問診療（特に施設）を断念された、抜歯などの外科処置やエアロゾルを発生させる治療の延期、じめとした歯周病治療や健診の受診控え、とりわけ、ハイリスクの高齢者の受診控えが多く、患者数が減少しています。

保険薬局も、Q1参加の薬局の統計で、処方せん枚数が前年同月比で4月マイナス22%、5月マイナス28%、日本薬剤師会の調査でもマイナス20%以上となっていきます。技術料が20%ほど減少していますが、長期処方の増加により、薬剤料の減少は少なく、医薬品費は減少せず資金繰りが厳しくなっています。

手持ち資金の流出で資金ショートを回避するため、一定の優遇措置のある福祉医療機構などからの緊急融資を申請し、79法人（73.1%）で合計246億円の緊急の融資を受けています（申請予定額も）。融資は本来借りる予定ではなかった借金であり、据え置き期間終了後の5年後には、多額の返済が待ち受けることになります。

が減益となりました。サービス別で見ると、訪問介護が50%、訪問看護58・5%、通所介護、通所リハでは半数以上の法人が相次いで通所系・短期入所サービスでの影響が大きく、通所介護、通所リハでは半数以上の法人が30%を超える減収となりました。コロナ禍のもとでかつてない厳しい状況が続いています。介護分野のこういった事態に対する政府の施策は極めて不十分です。現場の強い声に押され、政府は第2次補正予算で感染対策に伴うかかる費用の補てんや介護従事者に対する特別手当などを盛り込んだものの、介護事業所に対する財政支援はいっさいありません。

感染を不安視した利用控えや、事業の縮小・自主休業による利用者の状態悪化や家族の介護負担が増えていることなどが報告されています。緊急事態宣言が解除されて以降、利用者のサービス利用や新規の受け入れなどが徐々に開始されていますが、3～5月の経営的なダメージが大きく、地域では小規模事業所を中心に再開・継続のめどが立たず、廃業を決める事業所も出始めています。このままの状態が続けば、地域の介護サービスの基盤を大きく揺るがすことになり、さらに新たな介護弱者を作り出すことにもなりかねません。

を提起し、1週間のところまで
147団体から団体署名が集
り、厚生労働省に提出しました。
各地で「緊急記者会見」にとり
くつくりました。日本医師会
は、総額7兆5000億円、非
ロナ対応の医療機関への減収補
に3~8月分として約1兆30
0億円、介護事業サービスへの
収補償も同様に1兆4000億
の要望を提出するなど、すべて
医療機関・介護事業所の損失補
んを、すべての医療団体が一致
て要求する状況となっています。
また、各地の自治体でも超党派
意見書が提案、採択される状況
です。

広がる国民の苦難

いのち、憲法、綱領の
視点でコロナ禍を見る

う、憲法、網

外に失業する可能性の高い自宅機、休業を強いられている労働者が、「宣言」後では、前年同月比で274万人増加し、423万人へとどまっている中小零細企業の労働者を中心に失業者が増大する達しています。現在、休業で踏み出します。

す勢いで、申請は今後全国的に増加する見込みです。

新型コロナウイルス感染症が収束しても、大量の失業者、低所得者があふれかえる社会であってはなりません。生存を保障するための手厚く迅速な休業補償などを、長期化するコロナ禍にふさわしい制度とすることが必要です。

広がる国民の苦難

う、憲法、
てコロナ禍
急搬送されたケース、糖尿病患者のデータの悪化、内服を隔日にうしての療養、産後に十分な援を受けられず孤立した母親、自己にこもる中での身体機能低下、護サービスのキャンセルによる弱の進行などが報告されています。

各地で無料低額診療事業の申が増え、ある事業所では5月の申談者の全員が無保険でした。各でとりくまれた生活と医療、介の相談では、所持金数千円となって痛みに耐えられなくなつてかの相談が後を絶ちません。

社会的経済的に困難な層に感そのものと関連したリスクが広っています。

②経済危機の中急速で
大規模な貧困の広がり・生存
の危機

6月の企業倒産は、780件
今年最高となりました。経営破
した企業のうち従業員数が判
した会社の中で5割以上が従業
10人未満となっています。

こうした中で、国の経済対策
最優先であるべき雇用維持の状
は、完全失業率2・9%、それ

禱頌の をみる

す勢いで、申請は今後全国的に増加する見込みです。新型コロナウイルス感染症が収束しても、大量の失業者、低所得者がふれかえる社会であってはなりません。生存を保障するための手厚く迅速な休業補償などを、長期化するコロナ禍にふさわしい制度とすることが必要です。

の施策が、現在の新型コロナウイルス感染症の中でさまざまな矛盾を浮き彫りにしています。また、安倍政権はこうした国づくりと一体に憲法9条改憲をめざし、日本の軍事大国化をすすめ武器を大量に購入してきました。試算では、2020年度予算の防衛費5兆3000億円のうち戦闘機などの購入のための金額は1兆1000億円です。この1兆1000億円を医療に使えば、集中治療室の病床を1万5000床整備し、人工呼吸器は2万台、医師1万人・看護師7万人の給与が賄えます。国民の反対で計画を断念したイメージ・アショアの導入には129億円が計上されていますが、この費用でヘルパーを400人増員できます。韓国の文在寅大統領は、新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、補正予算でF35戦闘機、イメージ・アショアの戦闘システムの購入費などを、感染拡大に伴う緊急災害支援金の財源に回しています。安倍政権の対応は異常です。

感染症対策の分野でも09年に発生した新型インフルエンザ感染症の経験から10年6月10日にまとめられた「新型インフルエンザ対策総括会議報告書」での指摘が放置されています。この報告書は、「国立感染症研究所や、検疫所などの機関、地方自治体の保健所や地方衛生研究所を含めた感染症対策にかかる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大軒な強化、人材の育成をすすめる」「PCRを含めた検査体制の強化」「臨時休校の在り方」などを提起しました。しかし、それらは政策として実行されることはありませんでした。

医療構想には、感染症病床に関する記述はないどころか、整備すべき病床として新型コロナウイルス感染症の対策で大きな役割を果たしている公立・公的病院の再編・統合や日本全体の病床削減を中心とした構想として推進されています。保健所は、地域保健法制制定（94年）により統廃合がすすめられ、全国で92年の852カ所から2000年には469カ所と削減されています。

これまで、この政策を年ごとに具体化しすすめてきたのが毎年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太方針）です。7月17日に安倍政権が閣議決定した20年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太方針）は、「新型コロナウイルス感染症下での危機の克服」と新しい未来」が主題です。「新たな日常の実現」に向けた社会会障の構築として、「骨太方針2018」『骨太方針2019』など的内容に沿って、社会保障制度の基盤強化を着実にすすめる」とあります。高齢化などによって発生する社会保障の自然増すら削減してきた緊縮政策を継続することです。具体的には18、19年の「骨太方針」には、「医療・介護の負担増と給付削減」「国保料の大額な負担につながる法定外処理の解消」「診療報酬・介護報酬の削減」そして「公立・公的病院の再編・統合」と「病床削減」が列挙されています。しかしこれらは、コロナ禍で切実となつたすべての人の受療権の保障や医療報酬体制の充実を否定するもので、この道は決して許されるものではありません。

「労働」という新たな項目を入れ、すでに成立した「高年齢者雇用安定法」に続き年金制度改正法を成立させ、支給年齢の引き上げを行いました。同時に「社会保障・高齢者労働一体化」だけではなく、今回の「第2次中間報告」では、コロナ禍で問題となった「リーランス」を多様な働き方のひとつとして、高齢者から若年者まで「企業との契約」を推奨する方向として打ち出し、正規労働者から非正規労働者への移行をさせることをねらっています。

③ 転換の方向へ新自由主義と決別し、いのちの平等を実現しよう

で非白人が10歳以上も若くして
に至っています。非白人の現役
代が在宅勤務でのきない状況に
ふことや、住宅環境でも社会的
離の確保が難しいなどが影響し
いると報道されており、人種差
や貧富の差が、いのちの格差に
びついている事態が浮き彫りに
りました。

新型コロナウイルス感染症を
じ、日本でも、世界でも新自由
主義と決別しようという声が、い
多くの人から発信されています。
政治の腐敗に対する怒り、社会
ありように対する疑問が発せ
れ、野党の中で、新自由主義に
対し、連帯の力で未来を切り開
うという一致点も生まれてい
ます。

私たちはこの新自由主義と決
し、平和で、「誰も置き去りに
ない」、人間的な連帯を広げ、「
差別・平等の医療と福祉が実現
される社会をめざし、憲法の理念
高く掲げ、すべての人が等しく尊
重される社会をめざしていくこ
とです。

新型コロナウイルス 感染症の「次なる波」 に備えるための 緊急の要求

3

②検査体制を抜本的に強める

ただちにすべての保健所の体制を強化すること、病床削減ありきの「地域医療構想」をあらため、公立・公的病院の再編・統合を撤回・中止し、地域ニーズや新興感染症にもしっかりと対応できる医療提供体制構築をするよう求めていきます。

新型コロナウイルス感染症対策と通常の国民の健康を守るため、危機に直面するすべての医療機関・介護事業所に国が十分な財政支援を行い、財政面からの医療崩壊を絶対に招かないこと、発熱・肺炎の患者が行き場を失わないよう対策を行うこと、とりわけ疑似症患者の受け皿を明確にすること、感染防護具や消毒剤の不足など絶対にくり返さないよう抜本的に支援することを求めていきます。

①医療体制の強化
抜本的支援
ます。

また、14年の「医療介護総合確保推進法」により定められた地域

た。しかし、新型コロナウイルス感染症がもたらした困難を何らか省することなく、19年12月に「中央報告」で示した「医療提供体制の縮小」「負担増」を打ち出す政線を変えていません。また、「医金・医療・予防介護」という本

「労働」という新たな項目を、すでに成立した「高年齢者雇用安定法」に続き年金制度改革を成立させ、支給年齢の引き上げを行いました。同時に「社会保障・高齢者労働一体化」だけでなく、今回の「第2次中間報告」では、コロナ禍で問題となつた「リーフランズ」を多様な働き方のひとつとして、高齢者から若年者まで「企業との契約」を推奨する方向として打ち出し、正規労働者から非正規労働者への移行をさせることをねらっています。

歳、黒人72歳、ヒスパニック71歳、非白人が10歳以上も若くして至っています。非白人の現役世代が在宅勤務のできない状況に至ることや、住宅環境でも社会的離の確保が難しいなどが影響していると報道されており、人種差別や貧富の差が、いのちの格差にびついている事態が浮き彫りになりました。

新型コロナウイルス感染症をじ、日本でも、世界でも新自由主義と決別しようという声が、いく多くの人から発信されています。政治の腐敗に対する怒り、社会ありように対する疑問が発せられ、野党の中で、新自由主義に対し、連帯の力で未来を切り開こうという一致点も生まれています。

私たちはこの新自由主義と決し、平和で、「誰も置き去りにしない」、人間的な連帯を広げ、「差別・平等の医療と福祉」が実現される社会をめざし、憲法の理念高く掲げ、すべての人が等しく尊重される社会をめざしていきます。

防災基本計画の改善を
国は、5月29日に防災基本計画
を修正しました。19年に台風や記
録的豪雨により多数の犠牲者が出
たことからハザードマップの改

センター確立など行政とは独立した視点で、国家的な感染症対策を推進することを求めていきます。

ために、必要時、速やかに患者・利用者、医療・介護職員へのPDC-R検査が実施できる体制、地域の感染動向の把握のためサーベイラ

検査を受けられる体制の構築、病院へ複数箇所で受けられる体制の構築

②検査体制を抜本的に強める

ただちにすべての保健所の体制を強化すること、病床削減ありきの「地域医療構想」をあらため、公立・公的病院の再編・統合を撤回・中止し、地域ニーズや新興感染症にもしっかりと対応できる医療提供体制構築をするよう求めていきます。

新型コロナウイルス感染症対策と通常の国民の健康を守るため、危機に直面するすべての医療機関・介護事業所に国が十分な財政支援を行い、財政面からの医療崩壊を絶対に招かないこと、発熱・肺炎の患者が行き場を失わないよう対策を行うこと、とりわけ疑似症患者の受け皿を明確にすること、感染防護具や消毒剤の不足など絶対にくり返さないよう抜本的に支援することを求めていきます。

ます。
①医療体制の強化と
抜本的支援



この間の実践の根底には、第44回総会運動方針が明確にした綱領改定後の10年間、健康権の位置づけを明確に打ち出し、その視点を明確にした「民医連の医療・介護活動の2つの柱」（以下、「2つの柱」）にもとづき努力してきたことがあります。「より複雑な背景を持つ患者に人権保障の視点で向き合うこと」が無差別・平等の民医連綱領の立場であり、「患者の受療権を守るために『まず診る』『援助する』『何とかする』という姿

勢を事業所全体で確認すること」を提起してきました。新型コロナウイルス感染症のもとでの私たちの実践を学び合い、44期の折り返しとなる第2回評議員会へ向け、しと民医連綱領と第44回総会運動方針の実践を強めましょう。

当面の重点課題を提起します。

第3章

第2回評議員会へ向けて

第44回総会運動方針 実践をすすめよう

全国の経験と英知を集め、職員のいのちと健康を守り抜こう

高 第 の 」 」
結びつけながら、工夫を凝らした
学習運動がすすめられています。
「平和でなければ健康は保てない
ことは最近の状況で強く感じる。
誰もが安全に安心して健康に生き
ていける社会を実現したい」「綱領
を日々の医療・介護活動、経営
の羅針盤とし課題とりくみた
い」などの思想が、若い世代から

事業所も少くない状況ですが、困難な状況だからこそ医連綱領と総会運動方針が羅針盤として力を発揮します。幹部が責任を持って「学習月間」の推進体制を確立し、県連として大いに経験を交換しながら新たな時代を切り開く力となるよう励ましあつてとりくんでまいります。

多くの県連では、感染対応のた

この流れやノートがなくなり中で、若い世代、学生の困難も広がっています。そうした中、医学生をはじめ学費軽減を求める運動などが広がっています。こうした世代への支援や連携を広げましょう。

②ソーシャルワーカー機能
強化を

社会保障制度やさまざまな救済

こうした社会保障制度の活用を積極的にすすめていくために、地域の困難な人たちとつながる「入口」として無料低額診療事業とりくみましょう。そして自治体に対し無料低額診療事業の制度を広報するよう要請しましょう。

のが民医連。そして現在もなお無差別・平等と言えない現実があることを知った」「新型コロナの苦難の時に指針となる綱領をはつきり示す民医連の教育方針は素晴らしい」などの感想が出されています。総会運動方針学習と合わせて活用をすすめましょ。

感染対応で独自の苦労を抱える

「いのちの相談所」の大運動をひきつづきます。群馬のように地域の電話相談などに恒常的にとりくめるよう当面「常設化」を提起します。そしてさまざまに困りごとに具体的に対応できるよう、社会保障推進協議会（社保協）や地域の他の団体と共にした相談体制を整えていきます。親の

④生活保護の積極的活用を
必要な人すべてが生活保護を利
用できるよう働きかけます。また
窓口で生活保護を申請させない対
応や、煩雑な申請制度をやめるよ
う自治体に要請しましょう。地域
の人びとに生活保護は権利である
ことを知らせ、ためらわずに活用

善、今回の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、「避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある」と明記し、自治体の防災担当者と保健福祉担当者が連携して避難所の感染

症対策に当たること、「必要な場合は、ホテルや旅館などの活用を含めて検討するよう努める」などとしました。

7月の豪雨災害の中で、いくつかの避難所で「3密」が回避できない状況などが発生しています。

救えたいのちを絶対に失わないために、豪雨、台風、地震などの災害時の避難所を中心とした感染症策整備を、早急に自治体に具体的にさせていきましょう。

各地の新型コロナ
ウイルス感染症へ
のとりくみと結び
つけて、総会運動
方針を学ぼう

医道の綱領と医学は、且医道についての基礎学習として活用が定着しつつあります。新入職員からも、「戦前の無産者診療所をルーツ」とし、困窮した労働者や農民にも医療を受ける機会を与えてきたのが医道軒。そして現在もなお無

①「いのちの相談所」常設へ
「いのちの相談所」の大運動を
1) 受療権を守る運動を大規模
に広げよう

ります。解雇、失業などによって無保険になることがないよう、自治体に対して、国保加入について広報し、周知するよう要請します。

長東は続ける。法人管理部は何よりも「職員を守り抜く」姿勢を示すとともに、トップ幹部・管理者のセルフケアの重要性も増していく。

【絶対万全実践事例を募集】
岡、「学習期間中に各職場1回以上、気になる患者への電話かけ提起（奈良）など、行動に結びつけ

いのちの相談所
の大運動で、人権
を守り抜く活動を
コロナ禍でよりいっそう深刻化
を増した高齢者、障がい者、子供

政令指揮を受けていたところが、
コロナ対応の臨時的な対策に終
わらせらず、受療権を守る制度改
善、加入していても負担が大きくな

今回のコロナ禍はあつたため私はちに問い合わせています。この数ヶ月をあり返ることとあわせて、医師団は何を大切にするのかの議論と、第44回総会運動方針と綱領學討議をすすめましょう。

常勤医師確保に向けて、専門医制度修了者へのアプローチや処遇のあり方についての検討を、医師部としてすすめていきます。医師団づくりと新専門医制度対応の目的で小児、精神、産婦人科、整形に加えて、内科、外科、総合診療分野（家庭医を軸にした診療所後継者づくりを含む）の立ち上げについて検討していきます。

医師の働き方改革については新型コロナウイルス感染症対応で中断してしまったところが多いと思われますが、対応の具体化を先送りしないようにします。

青年医師の学術研究活動助成制度が実現しました。さらに研究サポートなどの具体化を検討していきます。

中小病院の医師確保と養成での前進のための方針について、医師部での検討をすすめます。

(6)

當破たんによる地域医療の崩壊はあってはなりません。新型コロナウイルス感染症に立ち向かい、国民のいのちと健康を守るために、事業活動、経営を継続することは私たちの社会的使命です。

通常国会で成立した第2次補正予算では、第1次補正予算より大幅な増額となり、総じて感染症対応医療機関、特に入院受入れ病院については、一定の財政支援規模となつた一方、それ以外の医療機関および介護事業所の減収に関する具体的な支援は示されませんでした。他の医療団体とともに、第2次補正予算を上回る国家的財政支援を求めていくことが、たたかいの喫緊の課題です。また補正予算に關しては実施主体が都道府県となるため、各県連が都道府県の動向をつかみ、必要な財政支援を勝ち取る必要があります。「たたかいで対応」の画面からとりくんでいくことが必要です。

すべての医療機関・介護事業所を守るの運動の中で、「地域の医療・介護を守れ」の思いで声をあげることができます。全日本医連、県連、法人一体に、経営幹部が先頭に立ち、日本の医療と介護を守り抜きましょう。

「次なる波」へ向け、都道府県の医療提供体制整備がすすんでいます。地域でのポジショニング・連携役割分担を県連でよく論議し、民医連の病院の役割を鮮明にし、県連として交流と討議をすすめています。日々の運営に關しては実施主体が都道府県となるため、各県連が都道府県の動向をつかみ、必要な財政支援を勝ち取る必要があります。「たたかいで対応」の画面からとりくんでいくことが必要です。

現在の経営危機はすべてが新型コロナウイルス感染症の影響と言いつ切れない側面を持つている点に留意しましょう。もともと弱点を抱えていた法人ほど、今回のコロナ禍によって、さらに厳しさを増しています。いま、急がなくてはならないのは緊急に融資を受けることで資金を確保し、地域の医療・介護を守ること、そして職員の生活を守ることです。その上で、コロナ禍の影響による経営悪化対応と、そもそも経営課題での対応をきちんと区別し、これまでの弱点から目を背けることなく、必要利益を正面に据えて、利益の予算差異をきちんと分析する中で、危機を突破することが求められています。

「次なる波」へ向け、都道府県の医療提供体制整備がすすんでいます。地域でのポジショニング・連携役割分担を県連でよく論議し、民医連の病院の役割を鮮明にし、県連として交流と討議をすすめます。日々の運営に關しては実施主体が都道府県となるため、各県連が都道府県の動向をつかみ、必要な財政支援を勝ち取る必要があります。「たたかいで対応」の画面からとりくんでいくことが必要です。

現在の経営危機はすべてが新型コロナウイルス感染症の影響と言いつ切れない側面を持つている点に留意しましょう。もともと弱点を抱えていた法人ほど、今回のコロナ禍によって、さらに厳しさを増しています。いま、急がなくてはならないのは緊急に融資を受けることで資金を確保し、地域の医療・介護を守ること、そして職員の生活を守ることです。その上で、コロナ禍の影響による経営悪化対応と、そもそも経営課題での対応をきちんと区別し、これまでの弱点から目を背けることなく、必要利益を正面に据えて、利益の予算差異をきちんと分析する中で、危機を突破することが求められています。

「次なる波」へ向け、都道府県の医療提供体制整備がすすんでいます。地域でのポジショニング・連携役割分担を県連でよく論議し、民医連の病院の役割を鮮明にし、県連として交流と討議をすすめます。日々の運営に關しては実施主体が都道府県となるため、各県連が都道府県の動向をつかみ、必要な財政支援を勝ち取る必要があります。「たたかいで対応」の画面からとりくんでいくことが必要です。

現在の経営危機はすべてが新型コロナウイルス感染症の影響と言いつ切れない側面を持つている点に留意しましょう。もともと弱点を抱えていた法人ほど、今回のコロナ禍によって、さらに厳しさを増しています。いま、急がなくてはならないのは緊急に融資を受けることで資金を確保し、地域の医療・介護を守ること、そして職員の生活を守ることです。その上で、コロナ禍の影響による経営悪化対応と、そもそも経営課題での対応をきちんと区別し、これまでの弱点から目を背けることなく、必要利益を正面に据えて、利益の予算差異をきちんと分析する中で、危機を突破することが求められています。

「次なる波」へ向け、都道府県の医療提供体制整備がすすんでいます。地域でのポジショニング・連携役割分担を県連でよく論議し、民医連の病院の役割を鮮明にし、県連として交流と討議をすすめます。日々の運営に關しては実施主体が都道府県となるため、各県連が都道府県の動向をつかみ、必要な財政支援を勝ち取る必要があります。「たたかいで対応」の画面からとりくんでいくことが必要です。

現在の経営危機はすべてが新型コロナウイルス感染症の影響と言いつ切れない側面を持つている点に留意しましょう。もともと弱点を抱えていた法人ほど、今回のコロナ禍によって、さらに厳しさを増しています。いま、急がなくてはならないのは緊急に融資を受けることで資金を確保し、地域の医療・介護を守ること、そして職員の生活を守ることです。その上で、コロナ禍の影響による経営悪化対応と、そもそも経営課題での対応をきちんと区別し、これまでの弱点から目を背けることなく、必要利益を正面に据えて、利益の予算差異をきちんと分析する中で、危機を突破することが求められています。

「次なる波」へ向け、都道府県の医療提供体制整備がすすんでいます。地域でのポジショニング・連携役割分担を県連でよく論議し、民医連の病院の役割を鮮明にし、県連として交流と討議をすすめます。日々の運営に關しては実施主体が都道府県となるため、各県連が都道府県の動向をつかみ、必要な財政支援を勝ち取る必要があります。「たたかいで対応」の画面からとりくんでいくことが必要です。

現在の経営危機はすべてが新型コロナウイルス感染症の影響と言いつ切れない側面を持つている点に留意しましょう。もともと弱点を抱えていた法人ほど、今回のコロナ禍によって、さらに厳しさを増しています。いま、急がなくてはならないのは緊急に融資を受けることで資金を確保し、地域の医療・介護を守ること、そして職員の生活を守ることです。その上で、コロナ禍の影響による経営悪化対応と、そもそも経営課題での対応をきちんと区別し、これまでの弱点から目を背けることなく、必要利益を正面に据えて、利益の予算差異をきちんと分析する中で、危機を突破することが求められています。

とりくみに地域の団体と協力して運動し、あわせて2020年秋国連総会提出を最終目標としているヒバクシヤ国際署名にひきつづきとりくみます。民医連の目標は500万筆で、7月31日現在72万筆の到達です。目標達成に向け6・9行動など継続したとりくみをしましょう。

被爆75年の今年、原水爆禁止世界大会は、コロナ禍のためオンラインでの開催となりました。8月2日の国際会議、6日広島デー、9日長崎デーが行われ、全国で1700人の職員・共同組織が視聴しました。また6日から9日まで世界中で平和の波が提起され、8日にオンライン「民医連平和の波交流会」を開催しました。韓国・緑色病院から動画メッセージ、学習講演、各地のとりくみなど多彩な企画で全県連600人以上が視聴参加しました。

7月29日、黒い雨訴訟で広島地裁は原告84人全員を被爆者と認め、「大雨地域」外も対象地域とし、内部被ばくにも言及する画期的な判決を出しました。しかし国は8月12日、「地域拡大も視野に入れ検証する」との条件を出し、県と市とともに控訴しました。

ビキニ労災訴訟裁判は、3月30日に労災認定と損失補償を求める高知地方裁判所に提訴しました。同日、ビキニ労災訴訟を支援する会が結成され、全国支援が呼びかけられました。全国でひきつづき支援をすすめていきましょう。

6月に行われた沖縄県議会議員選挙では、辺野古新基地建設に反対し玉城デニー知事をささえる議員が過半数以上の議席を占める結果となり、県民の基地建設反対の強い意思が再度示されました。しかし、安倍政権は、コロナ禍の2021年4月には軟弱地盤改良のための

設計変更申請を行い、県議選挙直後から工事を再開するなど目を無視しています。全日本民医連がこれまで第48次まで実施してきた辺野古支援・連帯行動はコロナの影響により20年度は開催を自ら止めたが、21年5月から再開します。今期も多くの職員の参加で成功させましょう。

(8)

「長丁場」を乗り越えていくための全国的な運営に

広域な移動を避けながら、全日本医連の活動をすすめるために、全日本民医連の理事会機能として全国に団結して地協単位のとりくみをいっそう重視します。また、WEBによる会議、広報活動に積極的にとりくむため、広報部を確立し全日本民医連事務局のスキルアップにもとりくみます。全国的な集会は感染状況を踏まえながら具體化していきます。

2020年7月 豪雨災害からの 復興をめざして

10

償請求をいつさい認めませんで
た。不妊手術の強制は国策によ
り、人権侵害にはかららず、機械的に
除外期間を適用し人権を否定する
ことは断じて認められず、ひき
づき、裁判支援にとりくみます。

第44回総会運動方針は、頻発する災害に備え、マニュアルの見直し、整備をすすめるうえで、各自連、事業所からMMAFへの登録を呼びかけました。今後、研修な

11

東京高裁「特別養護老人ホームあずみの里判決」、「乳腺外科医師えん罪事件判決」

7月28日、東京高等裁判所は特養あずみの里の事件に対して有罪の一審判決をすべて覆す完全無罪の判決を出しました。8月11日には「判決内容を十分に検討した

第44回総会は、2020年代
私たちの課題を、（1）平和・
環境・人権を守る運動を現場か
地域へ、そして世界に、（2）健
格差の克服に挑む医療・介護の改
造と社会保障制度の改善、（3）
生活と人生に寄り添う切れ目のな
い医療・介護の体系と方略づ
り、（4）高い倫理観と変革の立
点を養う職員育成の前進と提起
ました。

おわりに

食事提供が利用者の人間らしく生きることをさせられるかけがえのない意義を持つことまで言及しました。誤った一審判決により萎縮した全国の介護現場と関係者には、心と未来への希望を、利用者に生活の喜びを取り戻すものとなる確信します。

無罪を勝ち取るために昼夜をかたず奮闘された弁護団をはじめ、支援していただいたすべてのみなさんに感謝いたします。

一方、7月13日、東京高等裁判所は、東京地裁で全面的な勝訴

件について有罪の不当判決を出しました。術後せん妄状態についての専門家の医学的判断、また地震段階で、そのあまりにずさんな鑑定に対して信頼ができないとそれを科教研の鑑定資料を「信頼性が直ちに損なわれない」と地裁は全く逆の判決を出しました。日本医師会会長は記者会見で「怒りと震える」判決と述べ、事実と科学を否定するものです。弁護団は高裁判に上告しました。全国からさらに大きな支援をつづり上げていただきましょう。

としています。第2回評議員会へ
向け、より全面的な実践をはかれる
よう奮闘していきましょう。
また、県連により、大きな困難
を抱えたところもあり状況は異な
ります。しかし民医連綱領、總
運動方針の実践では同じ役割がお
ります。困難が大きな県連・事務
所をささえましょう。そのため
地協があり、全日本民医連があら
ゆる活動で、県連の活動を支えます。

こうした10年間の展望に立ち、この2年間のスローガンを、○綱領改定10年のあゆみを確信に、「医療・介護活動の2つの柱」を深化させ、医師確保と経営改善で必ず前進を、○共同組織とともに地域の福祉力を育み、人権として共同組織とともに、たくさんの患者・利用者・地域住民が医民連携を待っています。必ず、職員と事業所、日本の医療と介護を共同組織、国民とともに心ひとつに守り抜き、時代を切り開いていきましょう。

以上

熊本民医連では、新型コロナウイルス感染症との複合災害のことも考慮して、被災した民医連外の特別養護老人ホーム

く抗議します。東京高裁の判断は、被告人とされた看護職員に過失はなかったことを明らかにするとともに、さらには介護施設での

総会後の新型コロナウイルス
染症へのとりくみの中で私たちが
経験したことは、さまざまに、こ
の方針の実践的重要性を浮き彫